

宇都宮市就学援助費交付規則

昭和 54 年 6 月 12 日

教育委員会規則第 6 号

(目的)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 19 条の規定に基づき、経済的理由のため就学困難と認められる児童、生徒等(学校教育法第 18 条に規定する学齢児童及び学齢生徒並びに翌年度に小学校入学を予定している者(以下「入学予定者」という。))をいう。以下同じ。)の保護者に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(交付の対象者)

第 2 条 援助費の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する市立又は国公立小中学校の児童、生徒等の保護者及び学校教育法施行令(昭和 28 年政令 340 号)第 9 条の規定により宇都宮市立小中学校(以下「市立学校」という。)に区域外就学者をする者(以下「区域外就学者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)

(2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者(以下「準要保護者」という。)

(援助費の種類等)

第 3 条 援助費の種類及び内容は、別表のとおりとする。

(交付額)

第 4 条 援助費の交付額は、毎年度予算の範囲内において、教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(交付の申請)

第 5 条 援助費の交付を受けようとする者(入学予定者の保護者を除く。)は、就学援助費受給申請書(以下「申請書」という。)を児童又は生徒が在学する学校長(以下「学校長」という。)を経由して、委員会に提出しなければならない。

2 援助の交付を受けようとする者（入学予定者の保護者に限る。）は、申請書を直接委員会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 委員会は、前条第1項又は第2項の申請書を受理したときは、当該申請について、その内容を審査し、援助費を交付するかどうか決定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により交付の適否を決定したときは、前条第1項又は第2項の申請をした者にその旨を通知するものとする。

（事務処理の委任）

第7条 援助費の交付を受ける者（入学予定者の保護者を除く。）は、その請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

（交付の方法）

第8条 援助費は、金銭により交付するものとする。

（交付の取消し等）

第9条 委員会は、援助費の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その交付を取り消すものとする。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により援助費の交付を受けたとき。

2 委員会は、援助費の交付を受けた者が前項各号の規定に該当したときは、交付を受けた援助費の全部又は一部を、その者から返還させることができる。

（交付後の管理）

第10条 学校長は、当該年度における援助費の交付事務が完了したときは、速やかに就学援助費支払明細書を委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

2 学校長は、援助費の交付事務を適正に管理し執行するため、出納簿等を備え付け、その他の関係書類とともに保存するものとする。

（様式）

第11条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年5月26日教育委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年11月28日教育委員会規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月6日教育委員会規則第8号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教育委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年1月27日教育委員会規則第2号）

この附則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月22日教育委員会規則第7号）

この附則は、平成29年9月23日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	交付対象者					
	市内に住所を有する児童，生徒等の保護者				区域外就学者の保護者	
	要保護者		準要保護者		要保護者	準要保護者
	市立小 中学校	市立学校 以外の公 立及び国	市立小 中学校	市立学校 以外の公 立及び国		

			立小中学 校		立小中学 校		
学用品費				○	○		
通学用品費				○	○		
校外 活動 費	宿泊 を伴 わな いも の			○	○		
	宿泊 を伴 う もの			○	○		
体育実技用具 費				○	○		
新入学児童生 徒学用品費等				○	○		
入学準備金				○	○		
修学旅行費		○	○	○	○		
通学費				○	○		
児童会費・生徒 会費				○	○		
P T A会費				○	○		
クラブ活動費				○	○		
学校給食費				○			○
医療費		○		○		○	○